

「一宮小売酒販組合」加入のご案内

一宮小売酒販組合は、酒税の保全に協力するとともに、酒類販売業者共同の利益を増進するために「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づいて、昭和 28 年に設立された《酒類小売業者による酒類小売業者のための組合》です。

- 名 称： 一宮小売酒販組合
- 所 在 地： 〒491-0859 一宮市本町四丁目 11 番 23 号
TEL：0586-71-0210 FAX：0586-73-8831

- 費 用：

賦課金（組合費）	基準割（一律）	10,000 円
	販売数量割（別表）	600 円～60,000 円

※ 入会初年度は月割 800 円となります。

※ 加入費などその他費用はかかりません。

- 活動内容：
 - 酒類販売管理研修（組合員は割引があります）
 - 通常総会（5 月）
 - 20 歳未満飲酒・飲酒防止キャンペーン（11 月）
- 協力官庁： 一宮税務署

☆ 一宮酒販協同組合のご紹介

- 設立の目的

「中小企業等協同組合法」に基づいて、組合員の相互扶助の精神に則り、ボランティアチェーンシステムの導入を図りつつ、組合員の為に必要な共同事業を行い、組合員の自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図る事を目的としています。

- 事業内容

- 商品券（ビール券）の販売
- 商品券（ビール券）の回収
- 物品（酒販のり・お中元・お歳暮など）の販売斡旋

- 費用

- 加盟時に出資金 10,000 円をお預かりします（脱退時返金）
- 賦課金（組合費）はありません

◇ 販売数量割一覧表

等級	等級基準 (単位：キロリットル)		数量割額
1	0	～ 10 未満	600
2	10	～ 20 未満	2,000
3	20	～ 30 未満	3,000
4	30	～ 40 未満	4,000
5	40	～ 50 未満	5,000
6	50	～ 60 未満	6,000
7	60	～ 80 未満	8,000
8	80	～ 100 未満	10,000
9	100	～ 200 未満	20,000
10	200	～ 400 未満	30,000
11	400	～ 600 未満	40,000
12	600	～ 1,000 未満	50,000
13	1,000	以上	60,000